奈良県企業立地及び宿泊施設誘致を促進するための県税の特例に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十三年三月三十一日

奈良県知事　荒　井　正　吾

奈良県規則第二十号

奈良県企業立地及び宿泊施設誘致を促進するための県税の特例に関する条例施行規則の一部を改正する規則

（平成十八年三月奈良県規則第四十一号）の一部を次のように改正する。

第五条を削り、第六条を第五条とし、第七条を第六条とし、第八条を第七条とする。

第九条第二項中「事業税又は」を削り、同条第四項第二号を削り、同項第三号中「第三号様式」を「第二号様式」に改め、同号を同項第二号とし、同項第四号中「第四号様式」を「第三号様式」に改め、同号を同項第三号とし、同項第五号中「並びに」の下に「条例」を加え、「第五号様式」を「第四号様式」に改め、同号を同項第四号とし、同条を第八条とする。

別表中「第六条関係」を「第五条関係」に改める。

第一号様式中「第９条関係」を「第８条関係」に改める。

第二号様式を削る。

第三号様式中「第９条関係」を「第８条関係」に改め、同様式を第二号様式とする。

第四号様式中「第９条関係」を「第８条関係」に改め、同様式を第三号様式とする。

第五号様式中「第９条関係」を「第８条関係」に改め、同様式を第四号様式とする。

附　則

（施行期日）

1　この規則は、平成二十三年四月一日から施行する。

（経過措置）

2　この規則の施行の際この規則による改正前の奈良県企業立地及び宿泊施設誘致を促進するための県税の特例に関する条例施行規則の規定により現に提出されている申請書は、この規則による改正後の奈良県企業立地及び宿泊施設誘致を促進するための県税の特例に関する条例施行規則の相当規定により提出されたものとみなす。